

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系燃料交換機遠隔操作室内空調機のファンベルト部に異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	3号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）の点検において、電気防食用亜鉛板の消耗（32枚中16枚）が認められたため、当該亜鉛板を交換	対象外	
3	3号機	3・4号機用超高压開閉所のしゃ断器等操作用圧縮空気貯槽（1基）のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）海水入口配管用ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
5	5号機	低圧復水ポンプ（A）出口側のドレン弁及び同ポンプ用圧力計装ラックのドレン弁のいずれか、または両方にシートリークの可能性が認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
6	5号機	循環水系配管用電気防食装置盤の換気口下部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	低圧タービンのケーシング冷却用スプレイ調整弁出口側のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	高圧復水ポンプ（B）のメカニカルシール部（2箇所）より水のリーク（1滴／15秒～30秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）制御油圧カスイッチの点検において、接点動作不良が認められたため、当該圧カスイッチを交換	D	
10	6号機	放水口放射線モニタ用ガイドパイプの点検において、腐食防止用電気防食板及び当該防食板固定用ボルトの脱落が認められたため、当該防食板を取付	D	
11	6号機	主タービングランド蒸気シール系の蒸化器加熱用蒸気圧力調整弁の点検において、弁駆動部の内部部品よりエアリークが認められたため、当該部品を交換	D	
12	6号機	原子炉建屋換気空調系局部風量制御ダンパの操作器（1台）の内部部品よりエアリークが認められたため、当該部品を交換	D	
13	6号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）出口側配管接続フランジ部より海水のリーク（1滴／2秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	残留熱除去海水系ポンプ修理用予備品（6組中、1組）の点検において、最下部シャフトの形状に管理値外れが認められたため、当該シャフトを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	定期検査中の残留熱除去系B系ポンプの原子炉格納容器スプレイモード時の性能確認試験においては、基本的に残留熱除去系冷却テスト用配管を使用して実施すべきところ、圧力抑制室スプレイ用配管を使用して実施したため、対応検討	C	
16	集中環境施設	計装用空気圧縮機（B）の起動において、潤滑油圧力の低下を示す警報が発生し、起動できないため、当該圧縮機を点検・修理	D	
17	その他	4月2日不適合管理委員会審議分不適合事象一覧表のホームページ掲載において、対象号機番号に誤記が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで